

**令和7年度手話あいさつ100%運動
手話普及イベント企画・運営業務に係る企画提案競技実施要項**

1 目的

別紙「令和7年度手話あいさつ100%運動手話普及イベント企画・運営業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）の「2 目的」のとおり。

2 委託する業務の内容

別紙「仕様書」のとおり。

3 委託料

2,850,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されていない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者
- (4) 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者
- (5) 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者

5 スケジュール

公募開始（県HPへの掲載）	令和7年9月8日（月）
質問受付期限	令和7年9月12日（金）午後3時 まで
質問に対する回答	令和7年9月17日（水）
公募締切	令和7年10月9日（木）午後5時 まで
第一次審査結果通知	令和7年10月15日（水）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和7年10月20日（月）
第二次審査結果通知	令和7年10月23日（木）

6 質問事項の受付

本事項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年9月8日（月）から9月12日（金）午後3時まで

(2) 受付方法

質問書（様式1）に記入の上、電子メールで提出すること。送信後は電話により到達確認を行うこと。

【提出先】

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 総務・計画・団体担当

電子メール：a3310-01@pref.saitama.lg.jp

電 話：048-830-3310

(3) 回答方法

質問者の法人名等を伏せた上で、令和7年9月17日（水）までに県のホームページに掲載する。

7 企画提案書等の提出

受託希望者は、次の内容を記載した企画提案書等を提出すること。

なお、企画提案に必要な経費は企画提案書の負担とし、提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 企画提案書

体裁は自由とするが、A4判横として提出すること。

企画提案書の作成に当たっては、仕様書の内容を踏まえ、次の項目について提案を行うこと。

(ア) 実施体制

仕様書の「6 業務従事者及びスケジュール」の記載内容を踏まえ、具体的な体制を提案する。なお、再委託を予定している場合その予定事業者についても事業概要（所在地、事業内容等）や役割分担について記載すること。

(イ) 実施スケジュール

仕様書の「6 業務従事者及びスケジュール」の記載内容を踏まえ、ノベルティ製作と広報については、それぞれ具体的なスケジュールを提案すること。スケジュールは、ノベルティ製作であれば企画、デザイン、校正等工程に分類したものとする。

(ウ) 企画案

仕様書「5 委託業務の詳細」の実施方法について具体的に提案すること。特に次の点に留意する。

- ・参加者が楽しみながら、手話で簡単なあいさつを学ぶことができる内容を企画

し、提案すること。

- ・ターゲットの集客が見込める県内の商業施設、テーマパークで開催するものとし、開催場所・開催日数及び時期を提案すること。また、開催場所の選定の理由を記載すること。
- ・参加者数の目標値を設定し、記載すること。
- ・オリジナルノベルティのイメージ及びデザイン案を提案すること。手話を使用してみようという動機付けがなされるノベルティになるよう工夫すること。また、提案に当たっての狙いや製作個数を記載すること。
- ・本業務で実施するイベント情報を含め、手話の普及に効果的な広報手段を提案すること。なお、提案に当たっては、広報効果（リーチ数など）の目標値を設定すること。
- ・その他、本業務の目的に資する内容があれば、定められた予算の範囲内で提案すること。

イ 委託料の見積書

- (ア) 「3 委託料」に掲げる上限金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の範囲内で作成し、その合算額（委託料の総額）を明記すること。
- (イ) 経費内訳表も併せて作成すること。なお、経費内訳表の作成に当たり、企画、調整、デザイン等の経費区分が分かるものとし、その性質上「一式」以外で計上できないものを除き、全ての単価を計上すること。
- (ウ) 宛名は、「埼玉県知事 大野元裕」とすること。会社印、代表者印は不要とする。

ウ 法人の概要がわかるもの（事業実績、組織図、パンフレット等）

エ 「4 参加資格」（1）から（6）に該当する旨の誓約書（様式2）

オ 登記事項証明書*

提案日前3ヶ月以内に発行されたもの又はこれに準ずる書類

カ 納税証明書*

法人税、法人と道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の未納がないことを証する書類。

※県競争入札参加資格者名簿に登録されている法人等は、オ・カの添付は不要。

(2) 提出方法

以下アの提出先に電子データで提出すること。電子メール送信後は電話により到達確認を行うこと。

ア 提出先

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 総務・計画・団体担当

電子メール：a3310-01@pref.saitama.lg.jp

電話：048-830-3310

イ 提出期限

令和7年10月9日（木）午後5時必着

8 選定方法

委託先の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が、手話普及イベント企画・運営業務委託先選定委員会（以下「選定委員会」という。）においてプレゼンテーションを行い、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、評価が最も高かった提案者を委託候補者として選定する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の団体を委託候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託候補者として選定する。

9 選定委員会の開催

（1）第一次審査（書類審査）

ア 提出された企画提案書等に基づく書類審査を実施する。ただし、企画提案書等を提出した者が3者以下の場合は、提出書類を確認後、「（2）第二次審査（プレゼンテーション）」のみを実施する。

イ 第一次審査の結果は、企画提案書等の提出者全員に対して令和7年10月15日（水）までに電子メールで通知する。なお、審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

ウ 第一次審査通過者は、3者以内を想定。

エ 第一次審査通過者については、以下「（2）第二次審査（プレゼンテーション）」の審査を実施する。

（2）第二次審査（プレゼンテーション）

別途定める「令和7年度手話あいさつ100%運動手話普及イベント企画・運営業務委託プロポーザル審査要領」に基づき、企画提案書によるプレゼンテーション審査を行う。なお、説明で使用する資料はあらかじめ提出した企画提案書のみとする。

ア 日時

令和7年10月20日（月） ※詳細は、参加者に別途連絡する。

イ 場所

オンライン（Teams）での実施を予定

ウ プレゼンテーションの時間

1 提案者あたり30分以内（説明15分以内、質疑応答15分以内）

エ 説明者

1 提案者あたり3名以内（補助者を含む。）

10 委託契約に関する事項

（1）委託候補者と企画提案内容の詳細について協議し、合意に至った上で委託契約を締結する。なお、協議の結果、企画提案の一部を変更する場合がある。

(2) 契約保証金は契約金額の100分の1とする。

ただし、埼玉県財務規則（昭和39年規則第18号）第81条第2項に該当する場合は免除とする。

11 委託契約

埼玉県財務規則等関係法令に基づき締結する。

12 問い合わせ先及び書類の提出先

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 総務・計画・団体担当

住 所：〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電 話：048-830-3310

FAX：048-830-4789

E-mail：a3310-01@pref.saitama.lg.jp

13 その他留意事項

(1) 提出書類は、本業務の委託候補者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。

(2) 提出期限を過ぎて提出された応募書類は無効とする。また、提出後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、委託者の指示による場合はこの限りではない。

(3) 書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかに文書で埼玉県福祉部障害者福祉推進課長に届け出ること。

(4) 業務委託契約に当たっては、業務内容に関する細目事項等について、委託候補者と県の間で協議し、提案内容に応じて仕様書を変更するなどして委託契約書を締結する。なお、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。

(5) 業務委託契約に当たっては、埼玉県との契約実績等により契約保証金が必要になる場合がある。